

平成29年度学校評価（学期末評価・中間評価）案

学校名 大分県立聾学校

前年度評価結果の概要	重点目標について、保護者アンケート結果では、中間アンケートでは平均達成率80%であったが年間アンケート結果では85%となり達成指標としていた取組をほぼ遂行できた。次年度に向け幼児児童生徒1人1人に対する合理的配慮事項の検証と見直しについて保護者、幼児児童生徒と連携、実施し教育活動に反映させていく必要がある。
------------	--

学校教育目標	中期目標	重点目標
聴覚に障がいのある幼児児童生徒一人一人の実態に即し、各学部間の連携による一貫した教育を行うことにより、障がいによる困難を主体的に改善・克服し、社会参加や自立するために必要な知識・技能・態度・習慣を養う。	(1) 幼児児童生徒が生活年齢や発達段階に応じた主体的な活動を行うために必要となる、基礎的・基本的な知識・技能・態度・習慣を明確にする。 (2) 各学部間や寄宿舎との連携を強化し、幼稚部から高等部までの一貫教育を推進する。 (3) 本校に勤務するすべての教員が、必要な知識・技能を身に付け、教育（相談）活動を充実させる。	○障がいに応じた合理的配慮を行うとともに、個に応じた指導・支援の徹底を図る。 ○本校に勤務する全ての教員が、聾学校に求められる専門性を向上させる。

重点目標	達成(成果)指標	重点的取組	取組指標	PL SL	検証結果（自己評価）			学校関係者評価
					評価	重点的取組・取組指標の実践	今後の改善策	
○障がいに応じた合理的配慮を行うとともに、個に応じた指導・支援の徹底を図る。	すべての幼児の課題について、より具体的な指導や支援の方法を保護者と共に考え、支援に活かすことができる。	「お話しシート」を活用した個別指導を充実させる。	提出された「お話しシート」を活用して、指導や支援の内容について保護者と具体的に話し合う機会を学期に1回ずつもつ。	PL：幼稚部主事 SL：教務主任	3	・1学期分の行事に関する「お話しシート」の中で、保護者から提出されたものについて、書き方や意見、子どもの様子につき、懇談の中で話した。	・内容については、保護者のとらえ方がいろいろであり、どこまでどう返すか、家庭で実践されているのか、他の保育者と共有されているのかなど確認が必要である。 ・様々な支援を考えるための取り組みに役立てため、長期休みの学部会で情報の共有と意見交換を行う。	
	合理的配慮事項についての学部独自の保護者アンケートで80%以上の満足を得る。	個に応じた合理的配慮事項を具体的にどのように行うか担任と授業担当者が話し合う機会を持ち、それが有効であるか検証する。	・合理的配慮が有効で、一人一人のニーズに応じた指導であるかどうか、担任と授業担当者の互見授業を学期に1回持つ。	PL：小学部主事 SL：教務主任	3	・合理的配慮が有効で、一人一人のニーズに応じた指導であるかどうかを検証するため、担任と授業担当者の互見授業を5月末までに実施した。授業後、合理的配慮について意見交換をし、共通理解をした。また、担任は保護者に対してPTAの懇談時などに具体的に合理的配慮についての説明を行った。	・夏季休業中の家庭訪問で、担任は保護者に対して具体的に合理的配慮事項について話し合い、よりよい方法を検討していく。その結果を2学期の取り組みに反映するため、担任と授業担当者との話し合いを夏季休業中に持つ。	
	・本人、保護者のニーズを把握し、適切な合理的配慮を提供することができる。 ・少人数による学習グループを編成し、個に応じた指導・支援を行うことができる。	・適切な合理的配慮を提供できているか本人、保護者と共に見直しを行う場を設ける。 ・個に応じた指導・支援の方法、成果と課題を検証する場を設ける。	・年度当初に、合理的配慮事項について本人、保護者と共に見直しを行う。 ・生徒の実態を把握し、教科、領域の指導において本人、保護者と共通理解を図りながら習熟度別に学習グループを編成し、個に応じた指導、支援を行う。	PL：中学部主事 SL：教務主任	3	・年度当初に一人一人のニーズにあった合理的配慮事項を話し合い、保護者と共に合意形成を図った。1学期末に保護者と見直しを行い、必要に応じて修正を加えた。 ・生徒の実態について共通理解を図る場を設け、本人や保護者の意向も聞きながら、学習グループを編成し、習熟度に合わせて授業を行った。授業では授業者がそれぞれのニーズを考慮して作成した教材を使用し、個に応じた指導、支援を行った。	・1学期末に保護者と共に見直しを行った配慮事項を夏休み中に教員間で共通理解を図る場を設け、2学期の指導計画に反映させる。 ・編成した学習グループの指導、支援の効果を保護者と共に検証し、検証結果を2学期の指導、支援に生かす。また必要に応じて学習グループの再編を行う。	
保護者との合意に基づいた合理的配慮が「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」に明記され、開示できる。	「個別的教育支援計画」の合理的配慮事項をもとに「個別の指導計画」で各教科に必要な合理的配慮事項を作成し、保護者に提示、協議して指導に当たる。	・個別的教育支援計画に基づいた指導計画を作成するために年度初めに個々の生徒に必要な合理的配慮事項を学部全体で共有する学部会を設定し、生徒理解を深める。 ・「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」をもとに、各学期始めと終わりに2回保護者と十分話し合い、個々の生徒に対する合理的配慮について共通理解をもつ。 ・高等部全生徒のケース会議を持ち、適切な合理的配慮ができてきているか、検討する。	PL：高等部主事 SL：教務主任	3	・昨年度末の保護者との合意形成の結果を引き継ぎ、4月当初の学部会で、個々の生徒に必要な合理的配慮事項を確認し、学部全体で共有した。 ・4月末と7月初めのPTA個人面談を通じて、生徒の合理的配慮について保護者との共通理解をはかった。 ・ケース会議を持ち、個々の生徒の学習・生活の現状を確認し、支援方法や合理的配慮についての再検討をはかった。	・ケース会議や保護者面談を通じて得た生徒の現状理解をもとに、個別的教育支援計画を再検討し、2学期の個別の指導計画作成に反映させる。 ・「困り」（課題）のある生徒について、外部機関からのアドバイスなど具体的な支援方法を共有し、日々の指導に共通の目線で望む。		
○本校に勤務する全ての教員が、聾学校に求められる専門性を向上させる。	・教師全員が自分自身の今年度の研修すべき課題を持ち、校内研修、校外研修に臨めるようにする。 ・「自己評価のためのチェックリスト」の視点から、研修を計画する。	・全員の教員が、年度初めに「自己評価のためのチェックリスト」でチェックし、今年度の自分の課題を持つ。 ・年度途中・年度末に、自己評価する。	PL：研修主任 SL：各部主事	3	文献を参考に「自己評価のためのチェックリスト」を作成し、教職員全員が自分の専門性についてチェックした。校長面接等で自分の課題を確認し、全教職員が、今年度の自分の課題を持つことができた。また、グループ研修や校内研修は、「自己評価のためのチェックリスト」とのつながりを明確にして実施しているところである。	・全教職員が自己の課題を意識して研修等に取り組みやすくするように企画・運営していく。 ・学習指導要領等の最新情報について適宜提供していく。		